

## 廃炉等に向けた取組の安全確保のための適切な措置の要求について

### 1 情報公開の徹底について

情報の速やかな公開とその意識について、全社で認識の徹底を図るとともに、必要な体制を整備すること。

### 2 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路から港湾外へ流出していたことについて

(1) 屋上の放射能除去等を早急に行うとともに、対策の効果を確認し、必要に応じて追加対策を行うこと。

なお、除去にあたっては、ダストの飛散防止対策に万全を期すこと。

(2) 今回確認された箇所以外の汚染源の有無について速やかに調査を行い、その結果を報告するとともに、必要な対策を行うこと。

(3) K排水路からC排水路へのポンプでの切替に関しては、溢水することのないよう設計を行うとともに、降雨時等の管理体制を整備すること。

(4) 恒久的措置として、排水先の港湾内への切替や側溝放射線モニタ及び電動ゲートの設置など、汚染された水が流出することのないよう対策を講じること。

### 3 B・C排水路から放射性物質を含む水が港湾内へ流出したことについて

(1) 早期に原因を究明するとともに、その結果を踏まえた再発防止対策を確実に実施すること。

(2) 警報発生時の止水までの対応マニュアルを精査し、速やかなゲート閉止ができるよう、電動化も含めて改善を行うこと。

(3) ゲート閉止中の排水管理のための体制等を整備するとともに、排水再開までの手順を明確にすること。

### 4 構内の排水路等全般について

(1) 構内の排水路及び放水路など、敷地内の雨水の流路を全て確認し、雨水が汚染されて流出することがないように必要な対策を速やかに講じること。

(2) 排水口や海のモニタリングを強化するとともに、排水による環境への影響を評価し、構内の排水路全体の系統構成を含めた管理計画を策定すること。